

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ケニア国道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：ケニア国道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト

調達管理番号：24a00995

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月26日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月 ～ 2028年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

## (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2028年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月4日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月5日12時まで
3	質問への回答	2025年3月10日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年3月21日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年4月1日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ケニア国道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00768）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/gMMnNfsTdz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

## (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	交通事故データベースについて	第3条2（2）
2	交通事故調査の研修の内容や頻度	第4条2（1）①成果1に関わる活動1-2
3	本邦研修実施に関わる提案	第3条2（6）

### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年3月

・ R/D署名：2024年5月3日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### (1) ケニア実施体制と合同調整委員会

本プロジェクトはケニア国家警察（Kenia Police Service, 以下「KPS」という）をC/Pとして、プロジェクトディレクターはKPSの副警視総監、プロジェクトマネージャーはKPSの交通司令官がそれぞれ務める。また、副警視総監が合同調整委員会（Joint Coordinating Committee :JCC）議長を兼任する。プロジェクトを全般的に管理するために、6ヶ月に一回程度JCCを開催（必要に応じて追加開催）する。JCCはPDM(Project Design Matrix)に示したそれぞれの成果を達成するために作業部会（Working Group :WG）を設置しており、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。JCCの構成組織については協議済みだが、WGについては（特にWG3）事業開始後第1回JCCで構成組織から改めて確認し、早急に人選を確定する。KPSと協力の上、WGの日々の活動について、各構成員、特にケニア運輸安全局（National Transportation and Safety Authority : NTSA）に積極的に関与させる。異なる組織で交通安全について協議する既存の枠組み（カウンティ運輸安全委員会など）があれば、積極的にWGとの連携・情報共有を行う。

##### (2) データベース構築における留意事項

KPSはNTSAのデータベースに情報を入力することになっている。KPSのデータベースの構築にあたっては、以下の点に留意する。

- ・ KPSとしては警察が収集した生データをNTSAに提供することに難色を示している背景を考慮しつつ、NTSAのデータベースに同じ内容を重複して入力するような二度手間が生じないように両システムで連携できるようにする
- ・ 交通事故データベース構築について、KPSの財務状況を考慮しプロジェクト終

了後も無理なく維持管理できるようなシステムにする<sup>2</sup>。

- ・ 警察の業務フローを考慮したシステムにする。
- ・ NTSAのデータベースの交通事故データを取り込めるようにする。
- ・ データベースシステム構築に際してはNTSAとも協議したうえで進める。

### (3) 取締り能力

ケニア警察の交通取締りにおいては、データではなく経験や勘に基づく取締りが行われており、交通安全に効果がある交通取締りが行われているとは言い難い。さらにはバスやマタツ（乗り合いバス）に対する行政の規制が機能しておらず、需要が多い道路に過度に集まるため乗客の奪い合いが激化し、危険な運転につながっている。このような、業界の特徴を押さえた効果的な取締り方法を検討する必要がある。取り締まりの支援については警察の人員やパトロールカーといった取締り車両などのリソースの制約に留意して取り組む。具体的な取締り対象は飲酒運転、速度超過などを想定しているが、取り締まる内容に関してはまずKPSと議論の上決定し、それらを取り締まるのに必要な事業用物品をKPSと合意のうえで調達すること。

### (4) 他 JICA 事業との連携

バス・マタツ事業者の管理運営にも課題があることからJICAは「ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト」を支援している。バス・マタツ事業者の運営管理の改善は、交通安全とも密接に関わることから同プロジェクトの実施機関であるナイロビ首都圏交通公社（Nairobi Metropolitan Area Transport Authority: NaMATA）と連携して進める。

タンザニアでも同時期に交通安全プロジェクトを2025年4月から実施予定であり、JICAが両プロジェクト間での意見交換会を開催する時は協力する。

### (5) パイロット事業

パイロット事業実施に対しては地域住民やドライバーの協力が不可欠であることから、対象道路利用者の理解を得られるように広報活動をする。セミナーに参加するドライバーの営業補償やJICA側の予算を超えるような道路改良等の対策などは負担できないため、ケニア側の負担事項について理解を得る。KPSとの協議ではパイロット事業の対象地点としてティカ道路とウゴンゴ道路を想定しているが、KPS側の予

---

<sup>2</sup> システムを効率的に運用できるよう能力開発をするため、インプットする交通事故データの質の向上を見込んだ警察官を対象とした交通事故調査の研修の内容や頻度についてプロポーザルで提案すること。

算や人員と事故分析データを考慮して、地点と規模を決める。パイロット事業の対象地点の選定では以下の点に留意してJCCで合意する。

- ・ 事故多発地点であること。特に上位目標の指標が歩行者の死亡者数であり、成果が関係機関との道路交通安全に関する効果的な連携の実現であることから、歩行者の安全に大きく寄与でき、取締りに偏らず警察以外の関係機関の関与が必要な地点を選ぶ。
- ・ パイロット事業サイトの候補を絞り込む際は、現在 JICA で実施中の「ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト」との連携を考慮する。
- ・ パイロット事業の実施において、ケニア側の関係機関同士の調整や先方負担事項の実施に時間を要することが想定されるため、プロジェクト期間折り返しまで JCC でパイロット事業の対象区間を合意しておくことが望ましい。

さらに、パイロット事業の計画・実施に当たっては以下の点に留意する。

- ・ 警察による取締りの実践をパイロット事業の主軸としつつ、工学的対策や安全教育も行えるよう技術的な支援を通じて、KPS が WG3 内の他のメンバーの連携を促す。
- ・ パイロット事業の実施に当たっては成果 3 に対応する WG3 の各関係機関がどのような役割を担うのかを明確にし、各関係機関の主体的な参画を促す。
- ・ 物理的な道路改良に関して、道路マーキングやバス停の改良などの軽微な整備が想定されるが、本業務の受注者が道路改良を発注するのかどうか、ケニア政府内の手続きを考慮して最終的にはケニア側の関係機関と決める。

#### (6) 他ドナーとの連携

世界銀行は現在もNTSAおよび警察を支援中である。なお、過去のJICAと世界銀行との協議ではeCrashプロジェクトで収集された事故データを活用できる可能性があるというコメントがあった。必要に応じ、世銀事業で過去に収集したデータ及び教訓を警察のデータベース構築に活用する。

#### (7) ジェンダーや障がい者への配慮

本プロジェクトは、男女別の道路交通事故に関するデータの収集・課題分析や、インタビュー調査における女性視点からの交通安全の課題やニーズの把握を行い、これらの事故データ分析やニーズ調査の結果を踏まえ、女性や障がい者を含む利用者の視点に立った道路交通安全対策の検討を行うなどジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する取り組みを行う。上記取り組みに加え、交通安全教育に係るセミナーを実施する際には女性の参加者比率が同程度になるように留意する。また、

C/PであるKPSにおいても女性職員の割合を確認した上で、能力強化のための活動や本邦研修に女性職員の参加を推奨するような取り組みを行う。

(8) 類似案件との情報交換及びセミナー等での情報発信

類似の交通安全案件の意見交換会をJICAが主催する時は、JICAの求めに応じ参加し情報共有に協力する。加えて、他団体が主催するケニア・日本国内の交通安全に関するセミナーにもJICAの求めに応じ、情報発信に協力する。

(9) 課題別支援委員会

JICAの交通安全分野に関する意見交換の場として、大学教授などの交通安全に関わる専門家とJICAによって構成される課題別支援委員会がある。本プロジェクトについても本委員会に所属する専門家との連携を図ることが期待されるほか、受注者は課題別支援委員会において、JICAからの要望により、本プロジェクトの進捗具合や成果についての報告に協力する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1に関わる活動

プロジェクト目標達成に向けて、交通事故調査～事故対策立案にいたる業務プロセス改善およびシステム導入を行う。

活動1-1：交通事故調査、事故報告システム、及び事故データベースに関する情報を収集・分析する

交通事故調査から事故対策立案にいたる業務プロセス（交通事故調査・情報収集～情報記録～情報報告～事故データ分析～事故対策立案）を整理する<sup>3</sup>。

活動1-2：交通事故調査手法のアップデートと実施マニュアルを用いた研修を実施する

本活動では、以下の作業を実施する。

#### 1) 業務プロセスの改善（交通事故調査プロセス）

---

<sup>3</sup> 現行プロセスの課題については配布資料の「詳細計画策定調査報告書」を参照すること。

交通事故調査に係るプロセスを見直すことで調査の効率化を図り、業務負荷軽減および分析のインプットデータの質と量の向上を目指す。ここで言う交通事故調査に係るプロセスとは、交通事故の通報を受信してから事故現場でのヒアリング・現場検証による情報収集を指す。

2) システム活用の検討

交通事故調査プロセスにおいて、NTSA のデータベースに登録されている道路構造データの活用等、適宜システムの活用可能性を検討する。

3) 上記1), 2) の活動を踏まえて交通事故調査手法のマニュアル作成と、交通事故調査に関する研修実施においてKPSを支援する。

活動1-3 : 交通事故報告システムを改良し、ケニア警察の事故データベースを開発する

本活動では、以下の作業を実施する。

1) 業務プロセスの改善 (交通事故報告・分析プロセス)

交通事故報告・分析に係るプロセスを見直すことで、業務負荷軽減および警察内での適切な情報共有を目指す。ここで言う交通事故報告に係るプロセスとは、事故現場で収集した情報の記録、組織内および他組織への情報共有、事故対策立案に繋がる事故データの分析を指す。

2) 事故データベースの導入

上述第3条2.(2)の留意事項に注意して警察のデータベースを開発する。

活動1-4 : 事故多発地点や危険区間を特定するための交通事故分析に関する実務的な研修を実施する

新たに確立した分析手法について、マニュアルの作成でKPSを支援し、そのマニュアルをもとに警察の主要C/PIに教育を実施する。

活動1-5 : 新しい交通事故報告システムのモニタリングと評価を行う

本活動では、以下の作業を実施する。

・ 新業務プロセスおよびシステムの効果検証

活動1-2、1-3、1-4で定義した、新しい業務プロセスおよび開発した警察のデータベースの利用による効果を検証し、成果1の達成度合いを評価する。その際、警察のモニタリングは勿論のこと、NTSAやMoINA (Ministry of Interior Security and National Administration) 等、警察の事故データを使用する他組織への影響もモニタリング対象とする。

- ・ 持続的な利用を目的としたデータベースの検討  
モニタリングの結果を踏まえて、持続的な利用を想定しデータベースを改善する。

## ②成果2に関わる活動

これまでの経験や勘に基づく取締り方法を見直し、KPSが自らの事故分析に基づき円滑な交通流確保、事故予防保全のために取締りを実施できるよう、以下の活動を行う。

活動2-1：交通事故や危険行為の原因を分析し、現行の交通規制の見直しを提案する  
NTSAも巻き込みながら、成果1の活動と同時並行でKPSと本活動を行う。

活動2-2：事故多発地点や事故の多い個所の取締り計画を作成し、戦略的な取締りのための研修を実施する

KPSの人員体制、必要な機材を考慮して事故多発地点など危険な個所を中心に、KPSによる戦略的な取り締まり計画の作成を支援する。取り締まりに必要な機材についてはKPSと検討し、受注者が本契約の中で調達する。

活動2-3：取締りを実施し、定期的な交通状況の監視により取締りの効果を評価する  
活動2-2で作成、実施した取締り計画・研修に基づき、KPSによる取締りを支援する。また、交通事故の分析、計画の策定、取締り実施結果の評価をするために、取締りに関するPDCAを回す仕組みを取り入れる。取締り実施前後における、交通状況や交通事故発生状況を比較し、どのような取り締まり方法が効果的なのか検証する。

活動2-4：取締り報告書、取締りデータベースを作成する

活動2-1から2-3の内容に関するKPSによる報告書への取りまとめを支援する。加えて、どこでどのような取締りを行うと効果的なのかをKPSが分析できるよう、取締りの内容・結果をデータベースにする支援を行う。

活動2-5：警察学校の研修プログラムに改訂された事故調査、事故分析、及び取締りの内容を取り入れる

成果1および2の活動を通じて支援した事故調査、事故分析、及び取締り方法を警察学校の研修プログラムに取り入れる支援をする。

## ③成果3に関わる活動



活動3-1：事故分析と安全監査の結果に基づき、パイロット活動実施に適当な交通事故の多い区間を選定する（事故多発地点を含む）

成果1や既往の事故分析と安全監査の結果に基づき、パイロット活動実施に適当な交通事故の多い区間の候補をWG3のメンバーと協働で選出し、JCCにおいて関係者とパイロット事業の区間を合意する。

活動3-2：選定したパイロットプロジェクトの地点においてドライバーや歩行者の危険行動を含んだ、事故原因の分析を実施する

WG3のメンバーと協働で、KPSが収集した事故データや現場パトロールなどを基に、事故原因となっているドライバーや歩行者の危険行動を分析する。

活動3-3：NTSA、道路管理者、カウンティ政府等と連携し、パイロット事業のための包括的な交通安全活動を展開する

本活動では、活動3-1で選定し活動3-2で分析を行った内容を基に、NTSA、道路管理者、カウンティ政府等と協力し、警察の取り締まりの実践を主軸としつつ、工学的対策や安全教育を含めた交通安全対策を検討・実施する。対策の検討・実施にあたっては、各機関の費用負担について明確にする。

活動3-4：PDCAサイクルを確実に回すために、包括的な交通安全活動のモニタリングと評価を実施する

本活動ではパイロット事業で行った施策の効果をパイロット事業実施前後での交通事故件数の変化、歩行者や車両の挙動変化等を比較し、施策の評価を行う。評価指標においては、対象道路の特性により適切なものを用いる。

また、今後施策を継続・拡張する為に必要な予算や人員について算出を行い、WG内での検討を促す。

NTSAがRoad Safety Fund設立を検討していることから、上記予算獲得に繋がる可能性について確認をし、可能性がある場合にはパイロット事業の対策・成果・予算を示した上WG内で提言を行うことが望ましい。

活動3-5：交通安全体制強化のためのセミナー・ワークショップを開催する

本活動では、交通安全体制強化のためのセミナー及びワークショップを実施する。想定する内容及び目的は以下の通り。

- ・パイロット事業を円滑に進めるべく、パイロット事業に関与する職員を招集し実施するセミナー・ワークショップ
- ・パイロット事業の成果をプロジェクトに携わった職員以外にも広く共有するために、ドライバーや歩行者など一般市民を含む交通安全啓発セミナー

## ー・ワークショップ

### (2) 本邦研修

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり<sup>4</sup>。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 日本の交通安全に関する活動・経験・教訓を学び、ケニアへの将来的な交通安全を目指すに当たってのビジョンの共有・歩行者に優しい街のあるべき姿を体感することが期待される。
実施回数	合計 3回
対象者	ケニア警察
参加者数	約 10名/回
研修日数	約 10～15日（移動日を含む）/回

### (3) その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

<sup>4</sup> プロジェクトを実施する中で、供与する機材に充てる予算も考慮しながら、効果的な研修のタイミング、回数、機関、人数及びその属性（研修員の役職、役割）を実施機関及びJICAと協議し決定するが、現時点で考えられる内容をプロポーザルで提案すること。

- データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑤ エンドライン調査。

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後1ヶ月後	英語	電子データ	
Monitoring sheet Ver. 1	契約締結6ヶ月後	英語	電子データ	
Monitoring sheet Ver. 2	Ver. 1 提出の6ヶ月後	英語	電子データ	
Monitoring sheet Ver. 3	Ver. 2 提出の6ヶ月後	英語	電子データ	
Monitoring sheet Ver. 4	Ver. 3 提出の6ヶ月後	英語	電子データ	
Monitoring sheet Ver. 5	Ver. 4 提出の6ヶ月後	英語	電子データ	

事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	製本	日本語2部、 英語10部
			CD-R	3部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JGCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### （5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

#### （1）パイロット事業報告書

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （4）活動に関する写真

## 第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット事業にかかるセミナー・ワークショップ	第4条 活動3-5に記述したセミナー・ワークショップの運営支援	必要回数	定額計上
2	交通事故データベース構築	交通事故データベース構築に関わる費用	1式	定額計上
3	パイロット事業	道路の工学的改良、広報など	必要回数	定額計上

### 第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	PC	データベース・データの分析	4	供与機材	定額計上
2	速度取締カメラ	速度超過取り締まり用	1	供与機材	
3	アルコール検知器	飲酒運転取り締まり用	10	供与機材	
4	電気警棒	取締り用	10	供与機材	

### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け  
ケニア共和国（以下、ケニア）は2013年以降GDP年5-6%の堅調な経済成長を続けている。新規車両登録台数が毎年20万台前後の推移（Kenya National Bureau of Statistics）というデータが示す通り、ケニアのモータリゼーションは加速しており、それに伴う交通渋滞・交通安全問題が顕在化している。WHOによるとケニアにおける10万人当たりの交通事故死者数は28.31人（2019年）であり、アフリカ平均の27人、世界平均の17人と比較しても多く、加えてケニア運輸安全局（National Transport and Safety Authority、以下NTSA）の報告では、交通事故死者による経済損失は年間47.8億ドルにも上るという。

かかる状況下、ケニア政府は長期国家開発計画である「Vision2030」で掲げる目標「全ての国民に質の高い生活を」に合わせ、交通事故発生削減を達成すべく「National Road Safety Action Plan 2023-2027」を策定した。同プランは「全ての道路利用者に安全を」をビジョンに、「2030年までに交通事故死者数を半減する」ことを目標に掲げている。更に目標達成の為に実施すべき優先行動として「関係機関との連携強化」、「事故データ分析の充実」や「重大事故減少のための取り締まり」、「交通安全教育の実施・プログラム開発」等を挙げている。

他方、優先行動である交通取締りや事故調査を担当するKenya Police Service（以下、ケニア警察）では、適切に交通事故データの管理がなされておらず、加えて効果的な取締り方策の他、交通事故報告の体制や交通安全教育技術等、体系的かつ効果的に交通安全にかかる諸対策を実施する体制が整備されていない。

かかる能力や体制強化のニーズが高まる現状において、ケニア政府より「道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト（以下、「本事業」）」が要請された。本事業ではケニア警察に対して、交通事故調査・交通事故データ分析能力の強化をはじめ、交通取締り能力の強化、交通安全にかかる関係機関との連携能力を強化することで、同組織の包括的な道路交通安全対策の実施能力・調整能力向上を図り、もって当国の道路交通事故に対する安全管理体制の構築に寄与することを目指す。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国は、「対ケニア共和国国別開発協力方針」（2020年9月）3.重点分野（中目標）（1）経済インフラ整備において、広域インフラ整備は投資の促進のためにも急務の課題であり、ソフト・ハード一体となった支援を実施するとしており、インフラ整備のソフト部分である交通安全の支援を行う本件は当該方針と整合す



る。また、「対ケニア国JICA国別分析ペーパー」（2018年3月）においてはナイロビ及びモンバサの渋滞緩和及び交通事故減少に資するインフラ整備を通じて、ケニア全体の経済発展を支援するとしているのに加え、JICAのグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」では交通安全クラスターとして交通安全を主要課題と位置付けており、本事業はこれらの方針、分析に合致する。加えて、本事業はSDGsのゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」のターゲット3.6「世界の道路交通事故の死傷者を半減」に貢献する。

### （3）他の援助機関の対応

EUは「Road Safety Program（2021年 - 2024年）」の下、ナイロビカウンティを含め、全国6カウンティで交通安全対策プロジェクトを実施中である。同プロジェクトではカウンティ内のCounty Transport and Safety Committeeの能力強化や学校用の交通安全カリキュラム・教材を作成支援、安全教育を支援している。また世界銀行は「Road Safety Oversight Program」（中長期支援の枠組みであり、具体的な年度設定は不明）において、NTSAのデジタル化推進を主に支援中である。この他、African Development Bank（以下、AfDB）がNTSAの事故データベース開発を支援しており、2023年のうちに支援が終了予定である。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業はケニア国ナイロビカウンティにおいて、交通事故調査・交通事故データ分析能力の強化をはじめ、交通取締り能力の強化、交通安全にかかる関係機関との連携能力を強化することにより、ケニア警察の包括的な道路交通安全対策の実施能力・調整能力向上を図り、もって同国の道路交通事故に対する安全管理体制の構築に寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビカウンティ（人口：約440万人（2019 Kenya Population and Housing Census）面積：約696km<sup>2</sup>）

### （3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ケニア警察を主として、NTSA、ケニア国家高速道路機構（Kenya National Highway Authority、以下KeNHAという）、ケニア都市道路機構（Kenya Urban Roads Authority、以下KURAという）

最終受益者：ケニア国民（人口：約5,403万人）

### （4）事業実施期間

2025年4月～2028年3月を予定（計36カ月）

### （5）事業実施体制

#### 1）警察関係機関

中央レベル（主に成果1、3に関与）：ケニア警察（ケニア交通警察、警察学校含む）  
カウンティレベル（主に成果2に関与）：ナイロビカウンティ警察およびカウンティ警察下のサブカウンティステーション、サブステーション

#### 2）その他機関

パイロット事業への参加が見込まれる機関（主に成果3に関与）：NTSA、

KeNHA、KURA

上記機関よりも参加度は少ないが、ステークホルダーとして関与が見込まれる機関（成果3に関与の可能性あり）：

ナイロビカウンティ行政府(Nairobi County)、ナイロビ首都圏交通公社(Nairobi Metropolitan Area Transport Authority: NaMATA)、国家ジェンダー平等コミッション(National Gender and Equality Commission)

## (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

JICAは「ナイロビ公共バス運営改善プロジェクト(2022年～)」において、ナイロビを対象に公共バスシステムの管理体制の構築とその役割を担う組織の能力強化に関する支援を実施している。ケニアではバスが沿道や交差点で乗客の乗降のために頻りに停止し、道路交通の流れを阻害するだけでなく、乗降時の交通事故の原因にもなっている。同プロジェクトがバス運行管理会社に対して旅客乗降時の対応にかかる指導を行う一方、並行して本事業が効果的な交通取り締まりを強化することにより、交通事故の減少をもたらす相乗効果が期待できる。

### 2) 他の開発協力機関等の活動

2. (3)の通り、EUは「Road Safety Program(2021年-2024年)」の下、ナイロビカウンティを含め、全国6カウンティで交通安全対策プロジェクトを実施中である。①安全教育の窓口として、同プロジェクトが支援するCounty Transport and Safety Committeeの活用、②学校用の交通安全カリキュラム・教材の活用、バイクタクシーやバスへの安全教育ワークショップ開催の連携などが想定できる。

また、AfDBが支援するNTSAの交通事故データベースについてパイロット事業並びに交通事故データ分析に活用できる可能性があるものの、現時点で実施機関であるケニア交通警察が上記データベースの使用には課題があるとしており、本事業を進める中でケニア交通警察と合意形成ができた場合においては活用を進める。

## (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類 C

#### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月公布)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) ジェンダー分類：

【対象外】「(G1)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

#### <活動内容/分類理由>

調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、本事業を実施する過程において、ジェンダー役割やそれに伴う行動パターンの違いに起因する交通事故が発生していることが新たに明らかになった場合には、同原因の分析および対策に取り組むものとする

## (8) その他特記事項

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ウォーカブルなナイロビの実現に向けて、道路交通事故に対する安全管理体制が確立する

(2) プロジェクト目標：道路交通安全に関するケニア警察の実施能力及び関係機関との調整能力が向上する

(3) 成果

成果1：交通事故の調査および分析能力が強化される

成果2：適切な交通規制に基づいた、取締り能力が強化される

成果3：パイロット事業の実施を通じて、関係機関との道路交通安全に関する効果的な連携が実現される

(4) 活動

成果1：

1-1交通事故調査、事故報告システム、及び事故データベースに関する情報を収集・分析する

1-2調査手法のアップデートと実施マニュアルを用いた研修を実施する

1-3交通事故報告システムを改良し、ケニア警察の事故データベースを開発する

1-4 事故多発地点や危険区間を特定するための交通事故分析に関する実務的な研修を実施する

1-5新しい交通事故報告システムのモニタリングと評価を行う

成果2：

2-1 交通事故や危険行為の原因を分析し、現行の交通規制の見直しを提案する

2-2事故多発地点や事故の多い個所の取締り計画を作成し、戦略的な取締りのための研修を実施する

2-3取締りを実施し、定期的な交通状況の監視により取締りの効果を評価する

2-4取締り報告書、取締りデータベースを作成する

2-5警察学校の研修プログラムに改訂された事故調査、事故分析、及び取締りの内容を取り入れる

成果3：

3-1事故分析と安全監査の結果に基づき、パイロット事業実施に適切な交通事故の多い区間（事故多発地点を含む）を選定する

3-2ドライバーや歩行者の危険行動を含んだ、事故原因の分析を実施する

3-3 運輸安全局、道路管理者、カウンティ政府等と連携し、パイロット事業のための包括的な交通安全活動を展開する

3-4 PDCAサイクルを確実に回すために、包括的な交通安全活動のモニタリングと評価を実施する

3-5 交通安全体制強化のためのセミナー・ワークショップを開催する

#### 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

・当国政府の交通安全に係る政策が大きく変わらない。

- ・プロジェクトで研修を受けた職員が当該分野の業務を継続する。
- ・活動メンバーの職員や研修を受けた職員が異動の際は職員の所属機関により早急に交代職員が配置される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

### (1) 類似案件の評価結果

ベトナム国「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト事後評価報告書(2012年)」によると、プロジェクト後も継続し警察の交通違反検挙件数を増加することができた理由として、「ベトナム政府が道路交通安全の重要性に鑑み、交通警察官及び監査官の増員、及び取締り件数に応じた賞与制度の導入を図る等政府の取締り強化の結果が考えられる。」とあり、交通安全の重要性について上位機関の理解を促し続けることが必要であることが確認されている。

また、プロジェクト研究「開発途上国における交通安全への取り組み」では低所得国における交通安全対策の問題点として、急速なモータリゼーション化により人々の安全意識が醸成されていないこと、および「ベトナム国交通警察官研修強化プロジェクト事後評価報告書(2016年)」では交通安全啓発セミナーが人々の安全意識醸成に効果的であったことがそれぞれ報告されている。

### (2) 本事業への教訓

本事業成果3で実施するパイロット事業の結果及び効果について広報を行い、上位機関並びに関係機関の理解促進を図る。加えてパイロット事業評価時には、将来的に施策を持続・拡張する場合における必要予算についても算出し、施策効果とともに共有を行うことで予算獲得にかかる議論に繋げ、プロジェクト終了後においてもケニア警察が交通安全施策の継続できるよう支援を行う。

また、同パイロット事業では、パイロットエリア住民向けの安全セミナーを開催し、住民の交通安全に対する理解促進や意識の醸成を図り、実施する交通安全施策の効果をより高めていく。

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。  
第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。  
第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン



グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：交通安全に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ケニア国及び全世界地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年5月より業務を開始し、2028年4月の終了を予定しています(約36ヶ月)

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 66.20人月

本邦研修に関する業務人月5.70をみます(本経費は定額計上に含まれます)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 全60回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- パイロット事業にかかるセミナー・ワークショップ
- 交通事故データベース構築
- パイロット事業

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトのR/D
- 詳細計画策定調査報告書
- 東アフリカにおける交通安全にかかる情報収集確認調査(2020)
- [ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト](https://www.jica.go.jp/Resource/project/kenya/020/index.html)

<https://www.jica.go.jp/Resource/project/kenya/020/index.html>

2) 公開資料

JICA グローバルアジェンダ 運輸交通 「交通安全」 クラスタ  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/index.html#ac01>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	有（ケニア交通警察本部内）
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

#### （6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**335,822,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（50,931,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	PC、速度取締りカメラ、アルコール検知器、電気警棒	第 2 章 第 7 条 機材調達	5,700,000円	機材一式	供与機材
2	パイロット事業にかか るセミナー・ ワークショップの運営 支援	第 2 章 第4条 2 . ( 1 ) 活動3-5	5,000,000円	必要回数	再委託
3	交通事故デ ータベース 構築	第2章特 記仕様書 案 第3 条2 (2) デ ータベ ース構築	13,500,000円	1 式	再委託
4	パイロット 事業	第2章特 記仕様書 案 第3 条2 (5) パ イロット	10,000,000円	道路の工学的改 良、広報など	再委託

		事業			
5	本邦研修にかか る経費	第2章特 記仕様書 案第4 条2(2)	16,731,000円	報酬(事前業務(3 号0.4人月×3回 及び5号1人月×3 回で想定、提案は 認めない)、及び 同行(現時点では 5号0.5人月×3 回、:研修内容を 踏まえ提案、見直 し可)、直接経費 1,887,900円)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

ケニアでは安全対策措置として23時～5時の空港～市内間の移動を禁止しているため、ナイロビ空港発着時間が23時～5時になる場合で、事務所が指定する空港周辺ホテルに宿泊する場合のみ特別宿泊料単価 22,800 円が適用されます。それ以外に関しては、経理処理ガイドラインの基準単価になります。

別紙：プロポーザル評価配点表



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)